

## ○奥羽大学防火・防災管理規程 (昭和47年4月1日制定)

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、奥羽大学（以下「本学」という。）における防火・防災管理の徹底を期するため、火災及び災害を未然に防止し、又は、災害時における人的・物的被害を最小限にとどめることを目的とするため定める。

2 本学の防火・防災管理については、消防法その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### 第2章 防火・防災管理機構

(学長の責務)

第2条 学長は、学生・教職員の生命、身体及び教育研究施設等を災害から守るため、防火・防災安全管理に十分な措置を講ずるものとする。

(防火・防災管理の統括)

第3条 学長は、本学の防火・防災管理について総括する。

(火災予防のための組織)

第4条 消防法第8条第1項の定めにより防火・防災管理者を置くほか、防火担当責任者及び火元責任者を置く。

(防火・防災管理委員会)

第5条 防火・防災業務の運営について適正を図るため、防火・防災管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、防火・防災管理者、防火・防災担当責任者、自衛消防隊長のほか、防災・防火管理上必要と認められた者で構成する。

3 委員長は、防火・防災管理者を充てる。

(審議)

第6条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 消防、水防、安全に関する計画、実践に関すること。
- (2) 防火・防災管理についての規程の制定、改廃の立案に関すること。
- (3) 防火・防災用設備の改善強化の計画立案に関すること。
- (4) 防火・防災管理上の調査、研究及び企画に関すること。

- (5) 防火・防災思想の普及及び高揚に関すること。
- (6) 防火・防災担当責任者及び火元責任者の選出に関すること。
- (7) その他、防火・防災管理に関し必要な事項  
(委員会の開催)

第7条 委員会は、定例会及び緊急会とする。

- 2 定例会は、年2回、これを開催する。
- 3 緊急会は、緊急事態の発生したとき、又は、発生することが予測されるときに開催する。  
(消防計画)

第8条 学長は、消防法第8条の定めにより、消防計画を防火・防災管理者に作成させなければならない。

(防火管理組織)

第9条 平常時における防火・防災管理の徹底を期するため、火元責任者のほか、一般予防業務処理班を置く。

- 2 一般予防業務処理班の任務は、別表第1のとおりとする。  
(自衛消防組織)

第10条 火災、その他の災変の発生時に、その被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を組織する。

- 2 自衛消防隊の編成及び任務は、別表第2のほか、奥羽大学消防計画のとおりとする。  
(就業時間外の処置)

第11条 就業時間外に火災が発生したときは、警備員は、警備服務要領及び奥羽大学防災・業務継続計画に基づき業務を行うものとする。

### 第3章 災害防御

(点検・検査基準)

第12条 消火設備、避難施設等の自主点検を行うため、点検検査員を置き、別表第3の基準により、これを実施するものとする。

(改善措置並びに記録保存)

第13条 点検検査員が、前条により改善を必要とする事項を発見したときは、防火・防災管理者は速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 点検検査の結果は、別に定める帳表により、その都度記録し、保存しなければならない。  
(警備伝達及び火気使用の禁止)

第14条 学内の諸設備について、火災警報発令下、又は、その他の事情により火災発生の危険、あるいは、人命安全上の危険があると認められるときは、防火・防災管理者はその旨を学内

全般に伝達し、火気使用の禁止、危険な場所への立ち寄りを禁止することができる。

(建築物及び施設の変更)

第15条 校地内に置いて建築物（仮設を含む。）を建築しようとするとき、又は、大量の危険物の搬入出あるいは危険物関係施設、電気施設、火気使用施設を新設移転、改修する場合は、防火・防災管理者に連絡しなければならない。

#### 第4章 災害対策

(災害対策本部の設置)

第16条 学長は、学内に火災、その他の災害変が発生したときは、必要に応じて危機管理規程第8条に基づき危機対策本部の下に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、本部長とする。

2 本部長は、奥羽大学防災・業務継続計画、奥羽大学歯学部附属病院防災マニュアル、奥羽大学消防計画及び奥羽大学歯学部附属病院消防計画に基づき本部を統括する。

#### 第5章 教育訓練

(防火・防災教育及び訓練)

第17条 防火・防災管理者は、防災・防火上必要な教育及び訓練を定期的を実施するものとする。

基本訓練（消火、水防、通報、避難等） 年1回

総合訓練 年1回

(防火・防災管理努力)

第18条 教職員は、常に災害・火災防御に注意を払い、教育訓練等には進んで参加し、防災・防火管理の完璧を期すよう努めなければならない。

#### 第6章 その他

(周辺との連携)

第19条 隣接地区に火災害が発生し、又は災害を受ける危険があると認められるとき、応援の要請があれば、本部長は自衛消防隊を出動させ、応急作業を命ずることができる。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。